

# 南前山蓮光寺の 歴史と文化財

石井町教育委員会





# 南前山蓮光寺の 歴史と文化財



石井町教育委員会



## はじめに

石井町教育委員会教育長 喜 多 利 生

このたび、皆さまのご尽力により、「南前山蓮光寺の歴史と文化財」を発刊する運びとなりました。

平成二十九年に石井町と四国大学は「石井町と四国大学との包括的連携協力に関する協定」を締結し、さまざまな連携事業を行っています。その連携事業の一つとして、蓮光寺の文化財調査を、四国大学に行っていただきました。この図録はその調査成果として発刊するものです。

蓮光寺は石井町を代表する古刹の一つであり、指定文化財、登録文化財をはじめとして多数の文化財を所有しています。また文化活動も盛んで、令和元年度から毎年、町内の小学校生徒を対象とした「蓮光寺子ども読書大会」を開催しており、年々その参加者を増やしています。

蓮光寺にある徳島県指定有形文化財「密宗所學説一切有部受體隨行要軌板木」、石井町指定有形文化財「兩界曼荼羅 金剛界曼荼羅 胎藏界曼荼羅」、「不動明王尊像」及び国登録有形文化財「蓮光寺山門」をはじめとする多数の文化財がこの図録に掲載された多数の写真によって、鮮やかに鑑賞することができ、また、解説によってその価値を知ることができま

す。文化財は、我が国の長い歴史の中で生まれ、はぐくまれ、今日まで守り伝えられてきた、貴重な国民的財産です。

石井町にはその歴史を物語る多くの文化財がまだまだ存在

します。高川原遺跡からは「銅鐸型土製品」が出土し、気延山を中心に多数の古墳が存在しています。奈良時代に建立された県指定「石井廃寺」、国指定「阿波国分尼寺跡」の史跡があり、中世には青石をもって板碑が盛んに作られました。近世から近代はじめには阿波藍による莫大な富によって国指定重要文化財「田中家住宅」及び「武知家住宅」に代表される藍屋敷が建築され、「面劇」などの文化が開きました。また、国重要文化財「木造薬師如来坐像」を所有する童学寺などの寺院、神社も多数存在し、仏像、仏画などの仏教美術や地元ならではの珍しい祭りがあります。

平成三十年度の文化財保護法の改正に見られるように、近年では文化財の活用が観光振興や地域振興、学び、教育にも資するとの認識から文化財の公開、活用に期待される効果や役割が拡大しています。

先人の努力によって保存されてきた文化財の価値を、現代のわれわれが認識し、共有することで、文化財は世代を超えて受け継がれていきます。この図録がその一助となることを願ってやみません。

最後になりましたが、この多年にわたる調査に際し、所有の文化財の調査をご快諾くださいました荒木義典住職をはじめとする関係者のみなさま、調査していただいた四国大学文学部須藤茂樹教授と院生及び学生のみなさま、多くの方々にご協力をいただいたことに厚くお礼申し上げます。これからの石井町の文化財保護行政に、なお一層のご理解ご協力をお願いいたします。

## 「あいさつ」— 図録の刊行に寄せて —



蓮光寺住職 荒木義典

環境活動家が使い始めた言葉として「懐かしい未来」という表現あり、それは、近代化やグローバル化と引き換えに失ってきた、伝統や文化の古き良きものを守り、新しい形で生かす姿を意味するそうです。

平成三十年度に文化財保護法が改正され、文化財の総合的な保存と活用を図るため、景観、街づくり、観光等、他の行政分野と連携して積極的に活動することが可能となりました。

『教育基本法』にあげられている「豊かな人間性と創造性を備えた人間性その育成を期するとともに伝統を継承し新しい文化の創造を目指す」として、目的は、心身ともに健康な国民の育成を期することであります。

文化は人と人を結びつけ、相互に理解し尊重し合う土壌を創り上げていくものです。また、地域における文化活動は、それ自体、独自の価値を持つだけでなく、誇りや愛着を深め、ひいては住民共通のよりどころへと繋がります。

文化財保護法の改正は、地域の宝を掘り起こし活性化を図り、にぎわいを探ることだと私は理解しています。文化財を

観光資源のひとつとしてとらえられた意図は、ここにあると考えています。

また、自分の誇れるもの、地域で誇れるもの、それを磨いて皆さまにご披露する、それが本来の「観光」の意味だと思います。

「誇れるものを磨く」そこには「見る、聞く、匂う、味わう、触れる」の五感とは云わずとも、複数の感覚器官を使うことになります。「創造」にしても同じで、目にみえることのできない、手で触れることもできない、時間経過のなかで、その奥にある何かを深く感じ取る感性が必要となります。

文化財は、様々な時代背景の中で、人々の生活や風土との関わりにおいて生み出され、今日まで守り伝えられた貴重な財産です。蓮光寺においても、その貴重な財産とお寺との歴史は切っても切れない縁の積み重ねがあります。

私たちは、時間という有限の中で生かされて生きている存在ですが、過去というのは、単に過ぎ去ったことではなく、私たちの一部となって今も生き続けています。貴重な財産と呼吸を合わせて生きていくのです。

この度、『蓮光寺の歴史と文化財』を刊行していただく勝縁に恵まれ、多大なるご支援を頂きました小林智仁石井町長をはじめ、石井町教育委員会の皆さま、並びに当山に残る文書、聖經等の整理・調査をしてくださいました、四国大学文学部の須藤茂樹教授、同大学院・同大学日本文学専攻の学生の皆さま、総じて関係各位の皆さまに深甚の謝意を申し上げます。御礼の挨拶とさせていただきます。

合掌

## はしがき―文化財を守るということ―

四国大学文学部日本文学科教授 須藤 茂樹

平成三十年度に文化財保護法が大幅改正され、我が国の文化財行政は文化財を観光資源のひとつとしてとらえることにより、保存から積極的活用へと大きく舵を切ることになった。文化財の普遍的な価値を見出された点では高く評価することができ、一方でやり方次第によっては文化財破損・破壊につながるかねず、貴重な文化遺産が未来へ継承されない事態に陥る可能性がある。文化財の価値を正確に認識し、適正な保存処理や管理を十分に施した上で適切な活用計画を立てて活用することが望ましい。

筆者は以前から埋もれた地域の文化財を地域における貴重な文化遺産と考え、その保存と活用の重要性に注目していた。その観点から、筆者は地域にある研究・教育機関である大学が、地域の歴史や文化を明らかにすること、その基本的な作業として地域に残る文化財を調査研究し、その全体像と価値を明らかにすることが重要であると考えている。とりわけ、かつて地域の拠点であった神社や寺院の文化財調査は地域の歴史や文化を知る上で重要なことであると主張している。

石井町は重要文化財田中家住宅、同武知家住宅など阿波藍に関する文化財とともに、重要文化財薬師如来坐像を本尊とする童学寺をはじめ蓮光寺、浄土寺など貴重な寺社が存在する。これら多くの文化財は国史跡阿波国分尼寺跡、石井廃寺

跡、気延山古墳群などとともに文化資産として地域振興に活用されるものと考ええる。

この度、四国大学と石井町との包括的連携協定に基づき、石井町教育委員会の絶大なご協力を得て、蓮光寺の文化財図録を刊行することになった。本図録が、石井町の教育、文化財保護意識の理解、文化振興に活用されることを期待するものである。



地道な史料調査に取り組む大学院生

# 目次

はじめに	石井町教育委員会 教育長 喜多 利生	3
ごあいさつ―図録の刊行に寄せて―	南前山蓮光寺住職 荒木 義典	4
はしがき―文化財を守るといふこと―	四国大学文学部日本文学科 教授 須藤 茂樹	5
図版編		7
解説編		57
南前山蓮光寺の歴史と文化財	須藤 茂樹	57
コラム 阿波の殿様の着物で表装した涅槃図	須藤 茂樹	60
あとがき		62
【参考文献】【協力機関・協力者】		63

表表紙写真	蓮光寺山門 (春)
中表紙写真	蓮光寺山門 (冬)
裏表紙写真	両界曼荼羅 胎藏界 (部分)
	両界曼荼羅 胎藏界 (部分)





山門 国登録有形文化財 江戸時代後期



本堂 平成10年(1998)11月再建



手水鉢 「雲堂」 天保5年(1834)



石造 宝篋印塔



石造 光明真言百万遍供養塔 天保2年(1831)



歴代住職墓所 猛海上人をはじめ隆章など歴代住職の墓塔が並ぶ。



猛海上人墓（旧）



猛海上人墓（新）



石造 五重塔 「御中興法印猛海律師  
二百回忌記念」



石造 光明真言一億万遍供養塔  
弘法大師一千年遠忌報恩謝徳  
猛海・行海の供養のため春海が建立  
天保4年（1833）



石造 弘法大師坐像・石造 地藏菩薩半跏像 文化11年(1814)



石造 弘法大師坐像



石造 地藏菩薩半跏像



絹本著色 両界曼荼羅図（胎藏界） 石井町指定文化財 南北朝一室町時代



絹本著色 両界曼荼羅図（金剛界） 石井町指定文化財 南北朝一室町時代



絹本著色 兩界曼荼羅圖（胎藏界）部分





絹本著色 兩界曼荼羅圖 (胎藏界) 部分



絹本著色 兩界曼荼羅圖 (胎藏界) 部分



絹本著色 兩界曼荼羅圖 (胎藏界) 部分



絹本著色 兩界曼荼羅圖 (胎藏界) 部分



絹本著色 両界曼荼羅図（金剛界） 部分



絹本著色 両界曼荼羅図（金剛界） 部分



絹本著色 両界曼荼羅図（金剛界） 部分



絹本著色 両界曼荼羅図（金剛界） 部分



絹本著色 両界曼荼羅図（金剛界） 部分



絹本著色 不動明王像 石井町指定文化財 南北朝時代—室町時代



絹本著色 不動明王像 部分



絹本著色 不動明王像 部分



絹本著色 不動明王像 部分



絹本著色 不動明王像 部分



絹本著色 不動明王像 部分



絹本著色 不動明王像 修理銘



絹本著色 不動明王像 部分



本尊 木造 薬師如来坐像





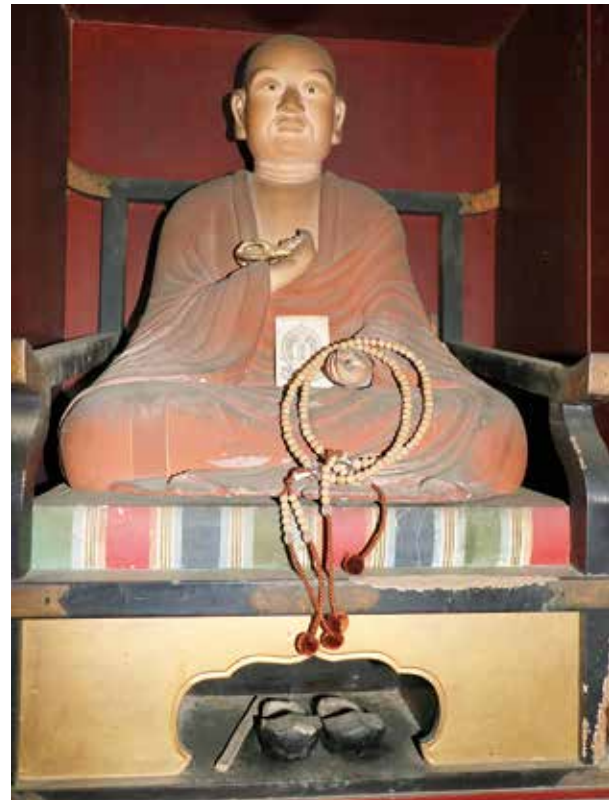
木造 日光菩薩立像



木造 月光菩薩立像



木造 地藏菩薩半跏像



木造 弘法大師坐像



木造 地藏菩薩半跏像



木造 文殊菩薩坐像



木造 千手観音坐像



木造 大黒天像



木造 不動明王立像



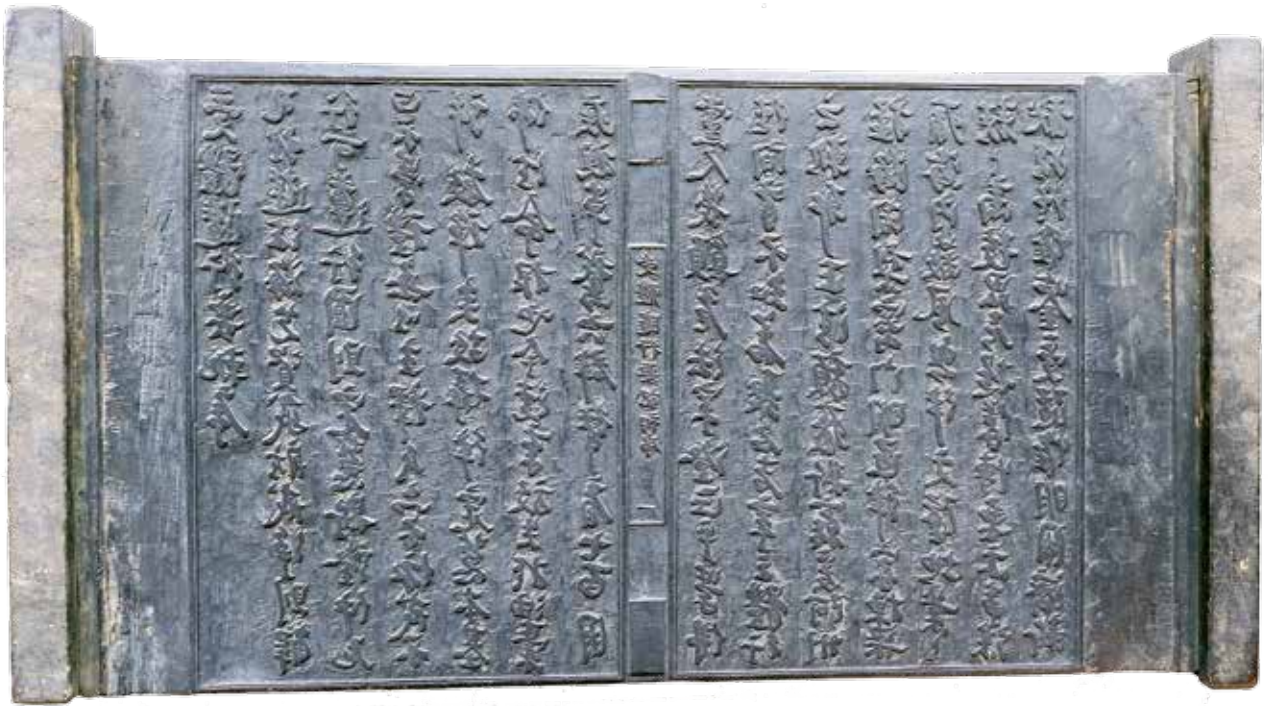
木造 毘沙門天立像



柄香炉 江戸時代 人間の臭気を払い、仏を迎える仏具。



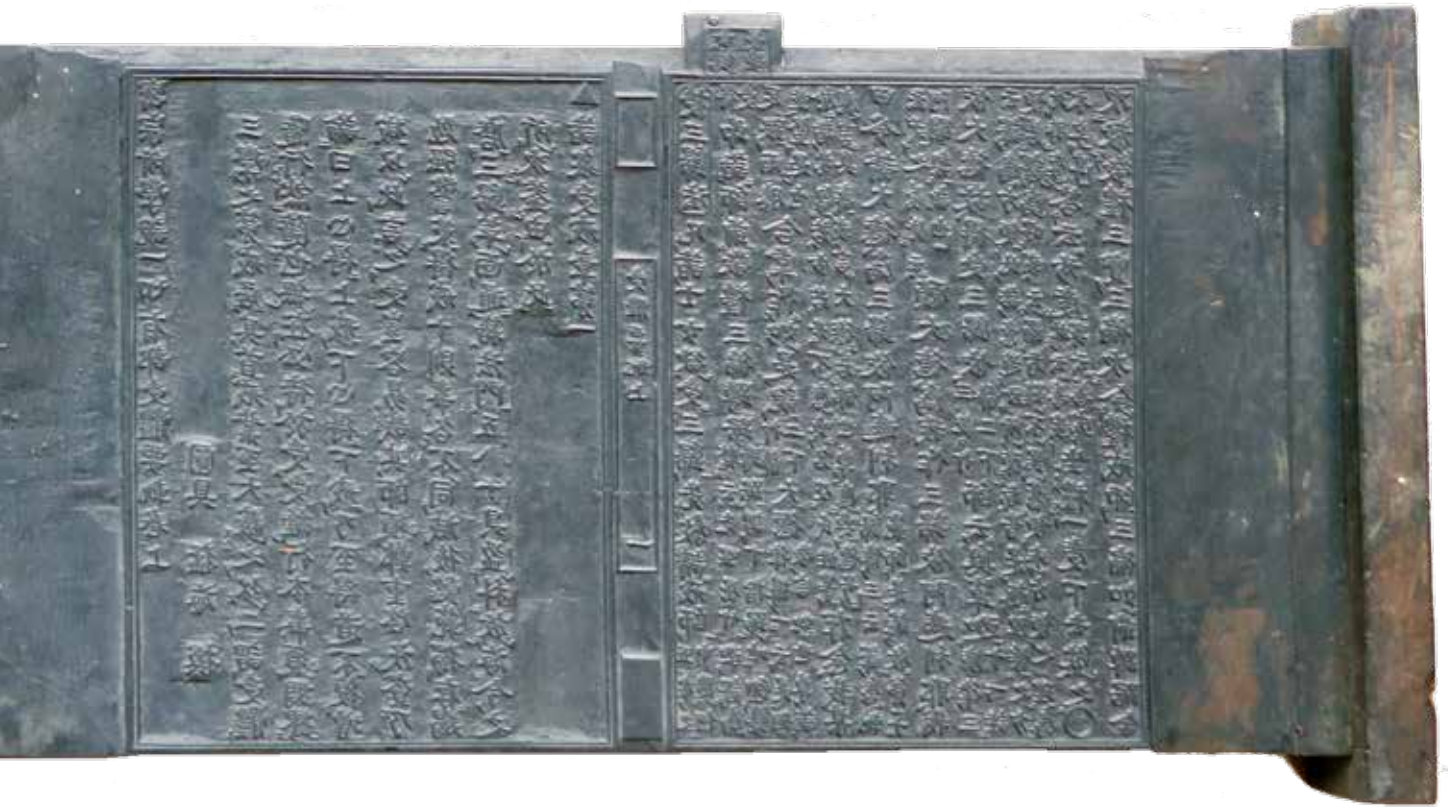
宝相華文馨 室町時代



密宗所学説一切有部受体随行要軌板木 44 枚 徳島県指定文化財  
文化3年(1803)、猛海が著した仏教書の板木(版木)



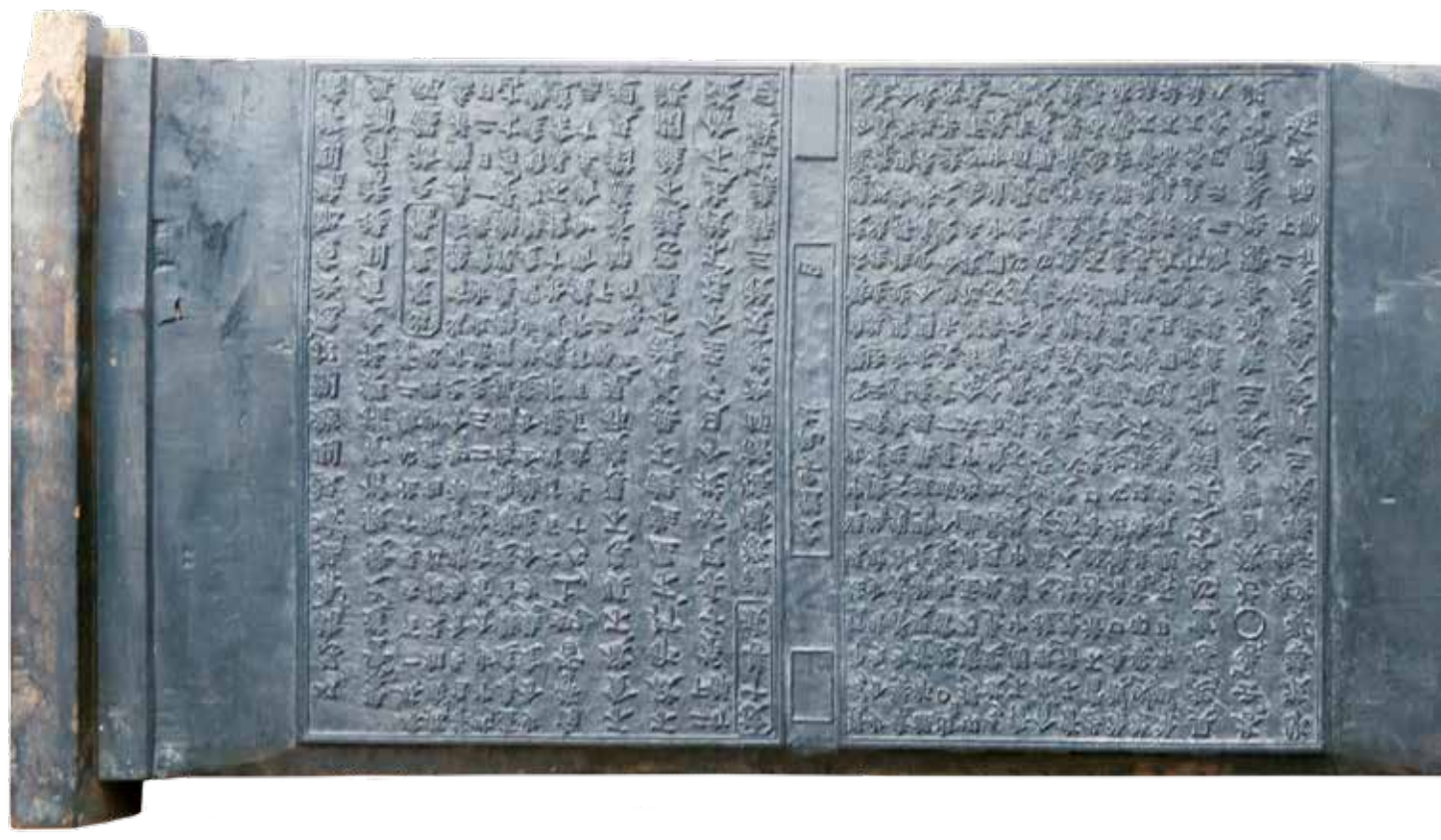
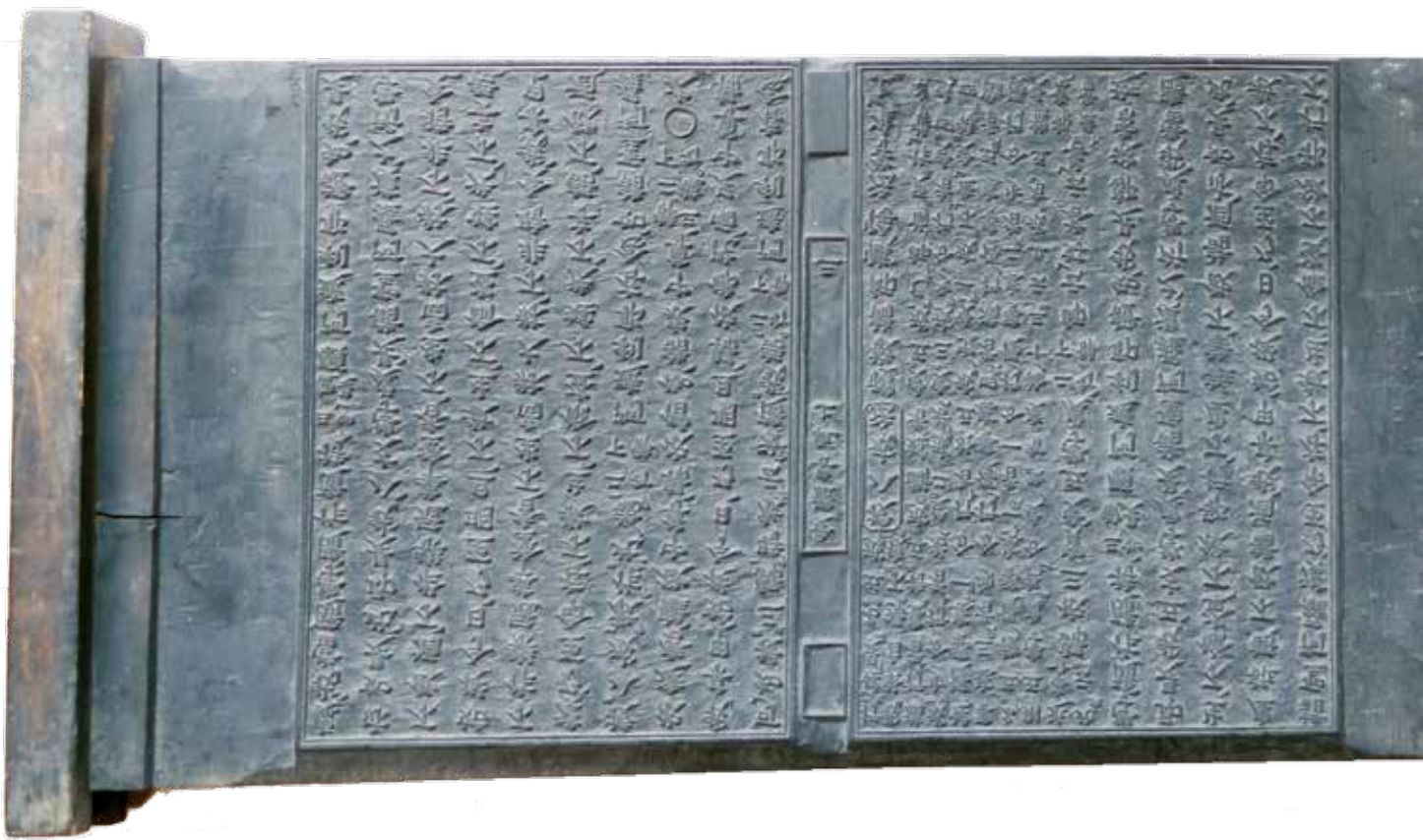
密宗所学説一切有部受体随行要軌板木 阿波の書家・西宣行の名がみえる



密宗所學說一切有部受體隨行要軌板木



密宗所學說一切有部受體隨行要軌板木



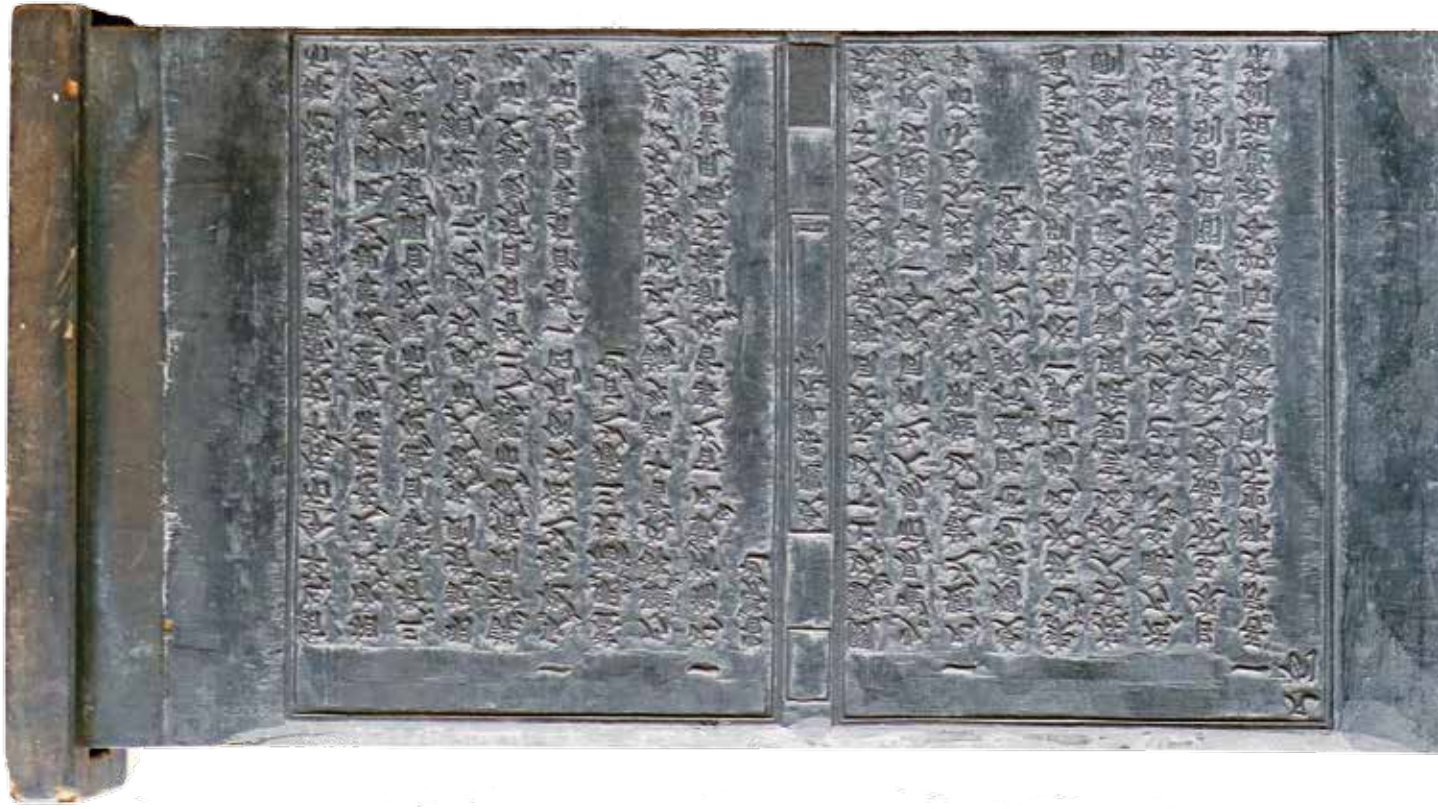


密宗所學說一切有部受體隨行要軌板木



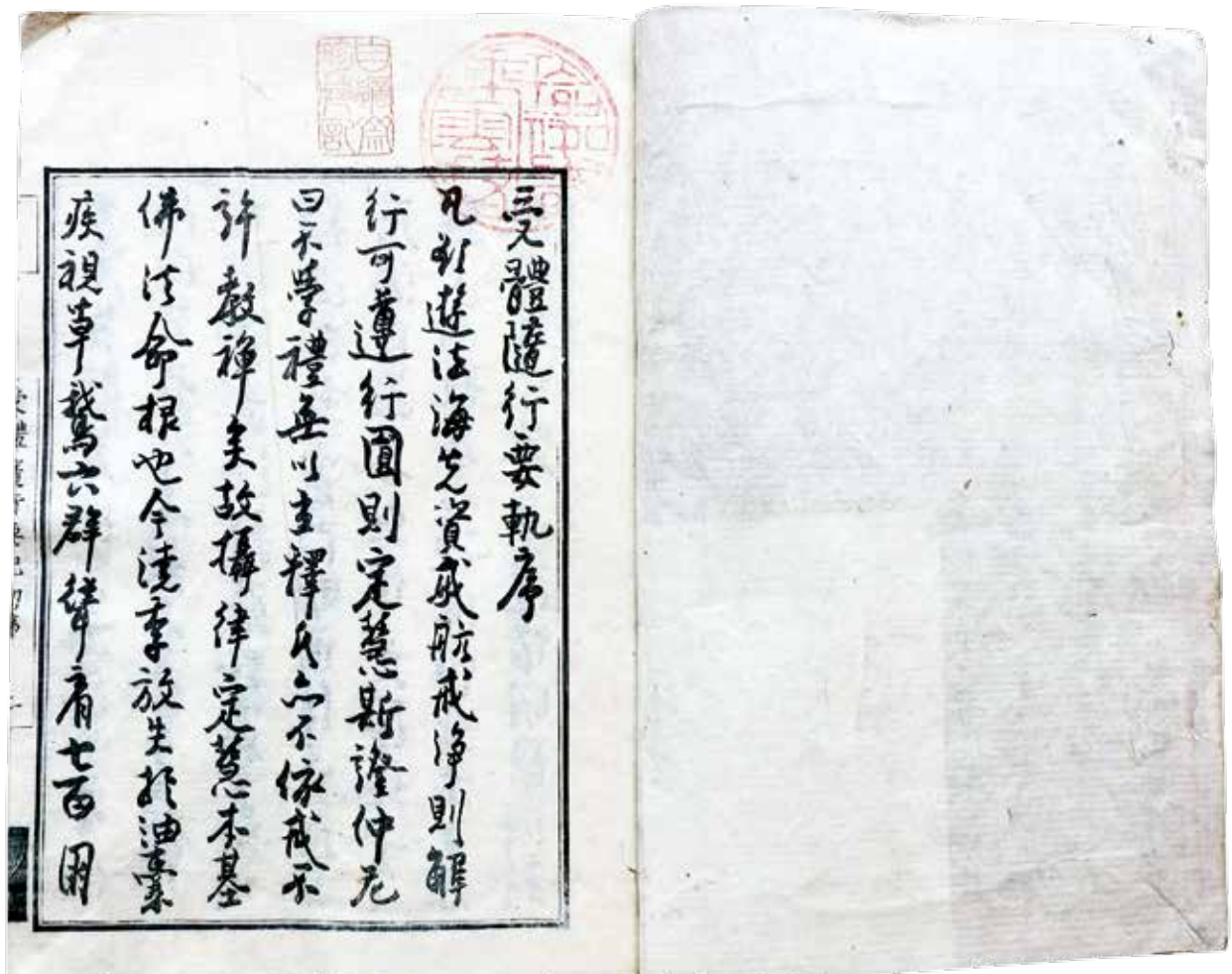
密宗所學說一切有部受體隨行要軌板木







「密宗所學說一切有部受體隨行要軌」版本 猛海著 文化3年(1803)



聖人其類也法字澄正字學傳  
任向者不知為聖者志字主體行  
之執事一正法顯發新法在河州  
張海園封密門明匠律家棟梁  
痛海內風氣出律文障地業  
毅高致思尼提傳博要示示謀  
猷成行懷峯受運宿明開濟新

學之貴功焉可謂若海一津梁  
迷里之指南也乃君子多不手觀  
室者雖不肖性得保像為學  
強隨迷河之丘然叨譽奉龍門能  
汗至提卷歲不年而夫其計造  
到因習室也聊才固文云以衣  
行便直道休序叶似何者緣

愚菴嘉會隨善聊懷寸悃  
漫贅諸首尚云爾  
言和三年交文公京師智後教院  
智學沙門語 慧意靈并撰  
何報 各言行書

密宗所學受體隨行要軌序  
毗尼之為學處也盲福智之平  
地固萬行之鴻基定慧之雙輪  
因茲而轉三寶之最尊由之而  
住英軌大業至矣哉經曰欲見  
佛性證大涅槃須深心修持淨

成若毀淨成是魔眷屬非我第  
子大小同依願容通學良有以  
也本朝密家依有部律其來久  
矣在昔祖師通照金剛  
弘仁臨朝制學錄奉平  
魏闕乃賜恩許一依有部者自爾

為萬古不刊之學則然歷幾許  
年所律基稍陵夷嘉稱中大悲  
興正等四普據瑜伽菩薩地等  
乘三聚羯磨自誓得成再樹律  
幢而厥隨持專依四分今之所  
不取也洎寶曆之嘉運學如密

門兩匠深愧祖風之下墜暗然  
復修隨行於有部於專光顯祖  
猷振粗顏緒其緒不可得而稱  
焉今茲禪誦之餘暇類聚編次  
畧索耶百一等中關涉作者者  
若于條勒為二卷名曰密宗所

學說一切有部受體要軌及隨  
行要軌聊便於吾黨之兼持爾  
冀奉佛祖慈誨止作雙修佛種  
不斷法壽無疆云  
享和首元歲在辛酉無射之穀

必勇征海識  
沙門憲雄書  
金剛  
秘密

凡例  
一 吾宗支那聖方則無倫也即如本朝聖祖創宗  
日象足於嘉慶之末興也其中間但有別支天  
法乃爾乎小律也良以法本不守半滿爾密  
法其入法也至聖聖明請能念論然其在金剛  
衆也故於此編律一依有部別支法法若夫通  
受密宗也世世感德今之所也  
一 凡經之說在法雖詳其事此編亦不若山而事  
少而易而身人之所同欲令一舉其難以復密  
題識以上以下法與同律密宗受法之字也

一 此編所載凡百之事皆依新律其編用舊律者  
乃顯律者十幾多論之此必懸其志以民之  
蓋明律之三編之也  
一 凡此編之法其例第一者即有專自本而地  
無者則借說而錄之二者有自有義而文而地  
明記者則取法文而成其義之則他律自也  
三 曾及事自無他者而說於自爾者則兼采以  
相成此是意在深探法源聖觀之說也其地不  
有若干今而律中法書與律書有甚此編而

仍舊而為之者既於理無別則不致後其  
相其蓋亦甚矣之意  
一 諸白各今律辭及賦儀小第一二首無而動  
者然律是法法而所應行始又復及前水  
行法事而法意權宜之誠律律文亦無礙  
而或之律以法事並月抄而自字律而大略  
同或與律律義律人乃無後律之意  
一 此編此律行規不可復其開鳴聲者此編也  
若蓋事也製風說說說說說說說說說說說說  
不謂不謂不謂不謂不謂不謂不謂不謂不謂不謂





作持門詞句要集

持明院以下阿波の真言宗寺院が結集して出版に携わった。



安祥寺口傳 猛海所持



薄草紙第二重口決 猛海所持

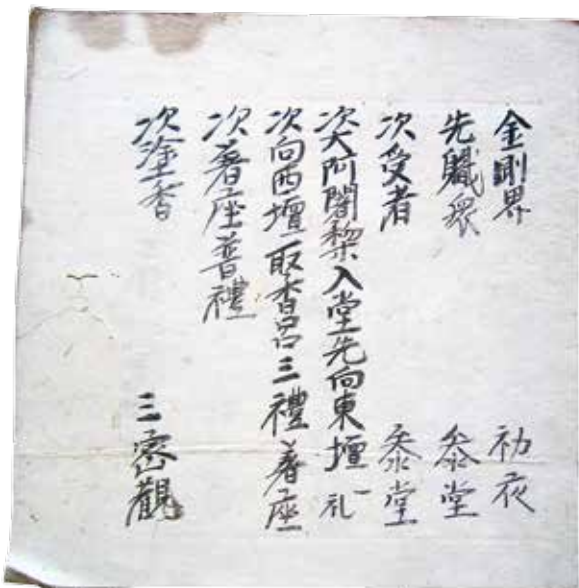


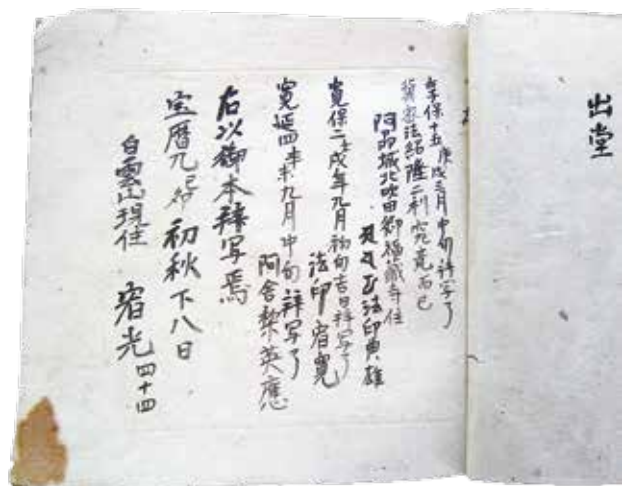
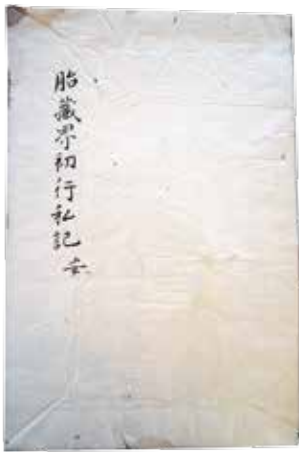


金剛界 鬪髑印 (印文「猛海」)

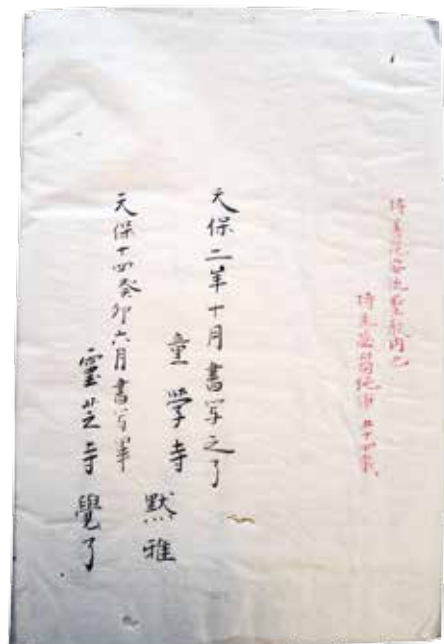
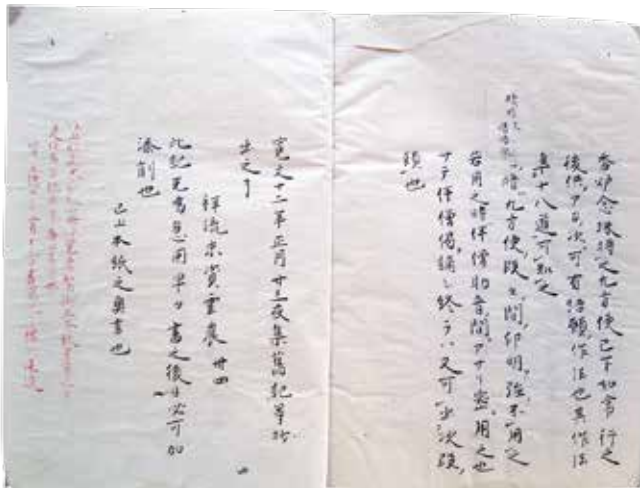


安鎮 八帖 猛海所持





胎藏界初行私記 安



傳法灌頂三昧ほか

應永十年癸十一月廿日丙刻安祥寺流折成傳受  
 始之  
 聖訓書後  
 師曰云真意宗相承本嗣事他門。三承東隆曰仁東  
 寺五家法大師宗殿因行惠運常曉也此念之八  
 家八家諸末目錄別。有之東寺五家中以弘法大  
 師相承承延類按大師付法頗多之其中第十大弟  
 子諸血脈中十人列之彼十大才子中以實惠真雅  
 西人並廣純衡弟子能中以真雅傳傳為本  
 小野廣博諸流為本源也。當流實益相承大事相承

共三冊  
 審快御口  
 祥流傳受秘記  
 三卷之內  
 猛海

祥流傳授秘記 天明6年(1786) 猛海書寫

我言十二打也  
 一鐘木置處讓一井信美長 望堂時樣可習之  
 此間書一切無相着末代以之可為本  
 寶德二年五月廿一日能空世徒合書公之筆可秘  
 之 法服大和高任隆快  
 延寶元年壬辰六月廿四日以隆快御自筆本模字  
 之筆更對圖筆依師生良意圍梨竹書之右處門  
 良宿快音昂以此本奉附囑實性院信龍圖筆了  
 西院左字頭權人僧都良意 兩  
 已上事批  
 享保第十龍次而午表則十有八日於金剛峯寺  
 室性院書空之小野端資所賜研一  
 天明六年壬午十一月十二日於高野真別處以此書和為傳  
 自筆本 寫書之 年  
 本六



壇上進行持幡童二人同進行當高座前札  
左右立之即阿闍梨至佛前禮拜  
次登高座即持幡童退去  
次乞戒師立禮盤下持金剛衆迴高座三匝  
其後鉸音止同時著座十弟子威僧等坐高  
座下  
次著座之後轍衆惣禮如常  
次阿闍梨護身結界加持香水灑淨自身及  
大衆等  
次天結地結院網縵等次振鈴如常  
次乞戒師打金禮佛頌次唵云何唵  
次散花毘盧舍那次乞戒師打金  
神分表白并傳戒勸誥頌等  
次阿闍梨表白取香呂  
敬白大悲胎藏曼荼羅聖衆并三寶境及夫  
以難得難遇者三密之教難解難入者兩部  
之界而某甲忝列龍象之末誤登師子之座  
爰金剛弟子深發三菩提之心請受三寶耶

前欠 天保4年(1833)大栗山神宮寺現住行海書寫

鎮行者以不重別力一  
微送密語加持之  
唵縛日羅賀婆  
此密語能破一切煩惱隨煩惱結誦之七遍  
以觀羽作金剛拳然後嚼楊枝  
即授齒木而向東教嚼小頭以右牙也即想  
嚼權一切煩惱業障等極舒定掌承枝頭下  
如承物之狀即以香水洗所嚼了其把枝之  
法以惠水火橫握枝中屈風地着水火相空  
橫掌中押水火甲加持獨股杵向東或北蹲  
踞投之嚼頭向外不成就又由成就若遠却  
乘不久成就又東方上西中南下四方多是  
知彼部也投花多是彼方部故  
次結修多羅當繫等持辭以五佛加持  
五色等  
次授與金剛水  
唵縛日羅那誑叱  
作法了退出加入云云

延享丁申曆九月廿三日 授光嚴僧都了

傳授大阿闍梨比丘妙瑞到

里本真書曰  
御本記云以三寶院結緣灌頂被用之本也  
是則恒例結緣灌頂被用之本也

金剛佛子意

今此二天者延享丁卯九月廿日令書寫同廿三日傳授于時石  
真書之末御本今手寬延三庚午三月十八日一校了

讚卅琴彈宮別當權大僧都光嚴僧到

宝曆四龍集甲戌季秋初十日龍藏卅序郡中町現壽院一流  
傳授之仰光嚴僧到本拜字了了讚卅中郎買田村慧光寺并

三上

同十五日未了

金剛實法若司俊峯春秋置  
後十頁五

天明八戌申年五月二十日石香積山慧光寺俊峯和尚本拜字了

六月朔日未了

阿良三好郎如及節宮村造了了并四上

金剛末寺 音嚴春秋置  
後十頁五

天保四癸巳年仲春朔日石御本拜字校了

神頭是入宗山神宮寺現住  
宗宗仁子行協并

三寶院結緣灌頂事 文永十年四月廿三日

大阿闍梨

座主僧正添印大和尚位 定海

請書事

請定

恒例結緣灌頂職衆事

大納言法印實德

觀心院法印權大僧都片壇

左衛門督僧都編註尊師

大納言添眼小壇

式部律師七吸

俊真阿闍梨尊号

範未方後朝供養法

印禪尊号

印通尊号

俊經尊号

隆成後朝職

親瑜漢水

已上持金剛衆

采海讀

定猷合香

定隆記錄

聖海記錄

定悟大法師教授

實寬教授

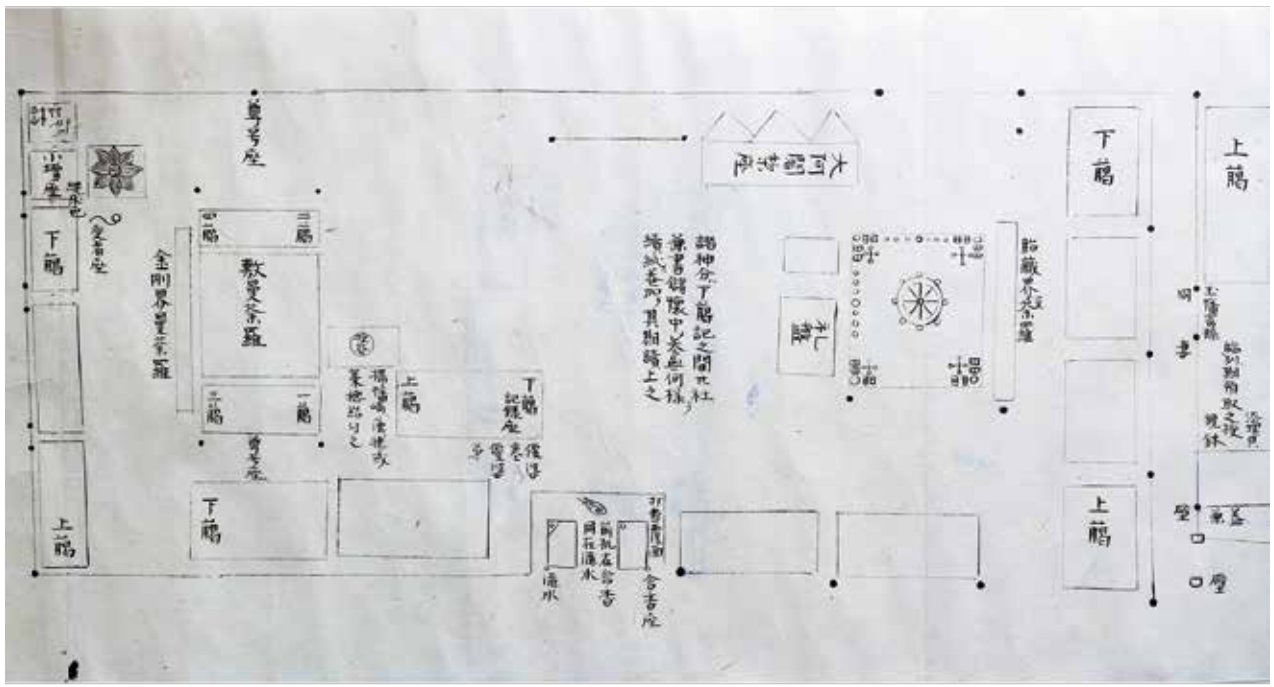
定榮教授

聖尊教授

右來廿三日可被始行之例請定如件

後朝良貴

文永 10 年三寶院結緣灌頂私記 妙瑞書写



不動真言二十遍  
降三世真言二十遍

灌頂者  
神分廿四所  
僧尼  
男女

石奉為  
金輪聖帝天皇地久太上天皇玉鉢安穩兼天下茶  
平万民豐樂可口等殊致精誠奉修加件

文永十年四月廿三日  
阿闍黎

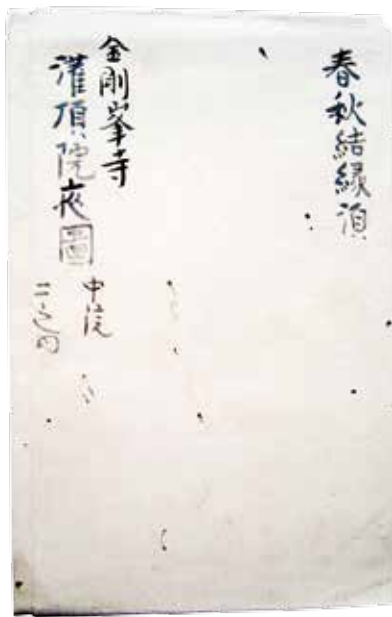
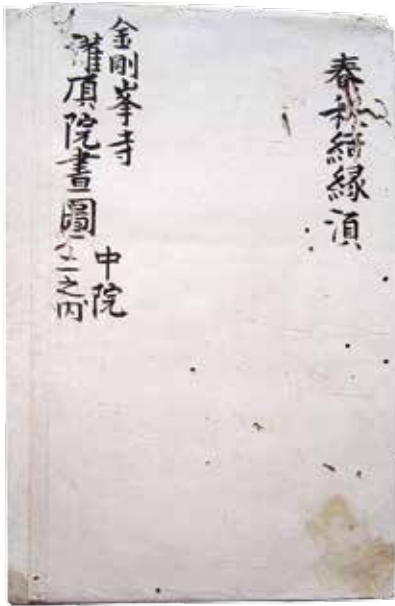
玄度法印記之

永和三年後七月一日以證本書寫之畢

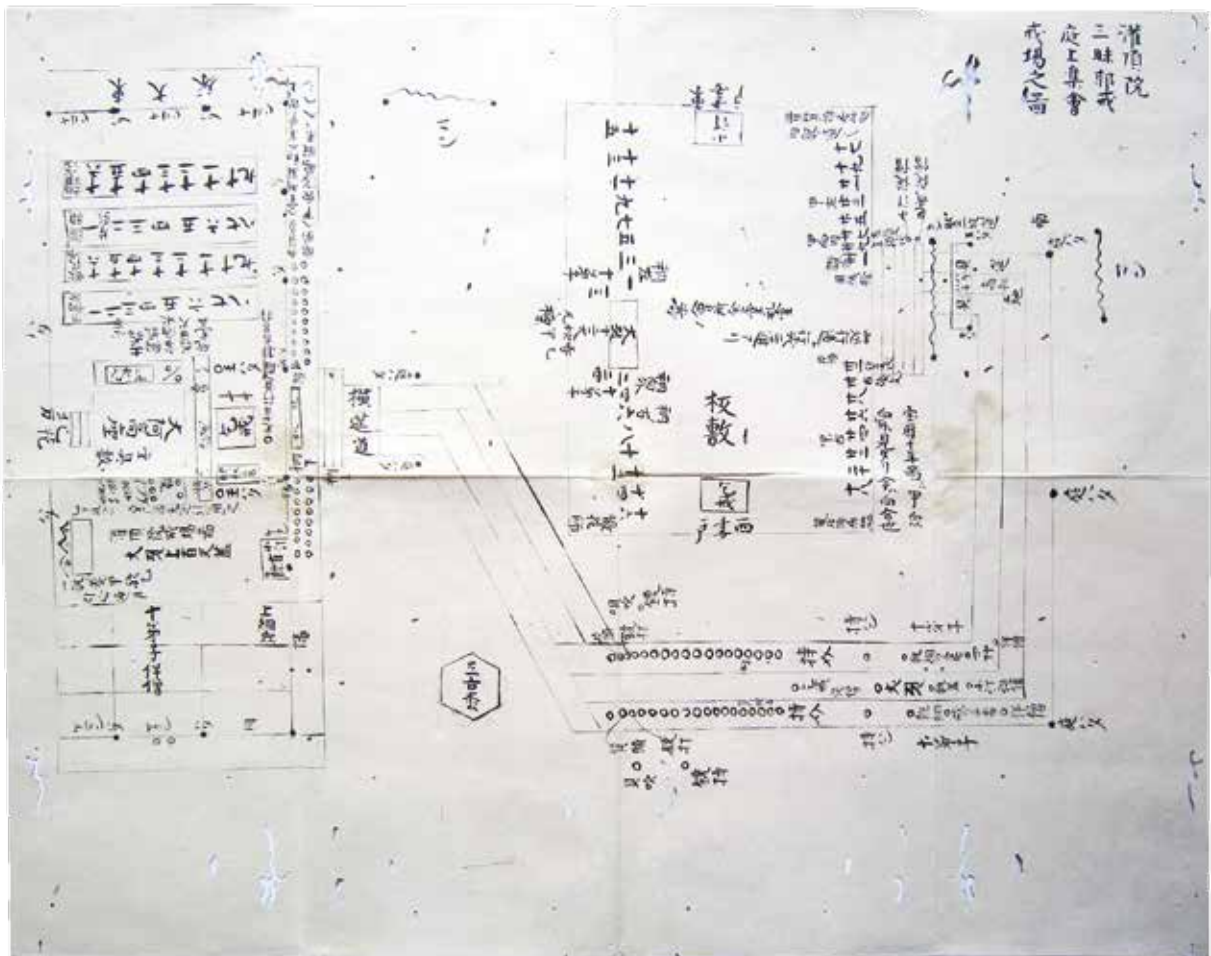
金剛仙子寶翁本  
傳領無量壽院

此本高野山高徳院先住榮澄被貼付地藏院  
覺雄一流于妙瑞中有此記憲深方以此記為  
指南也

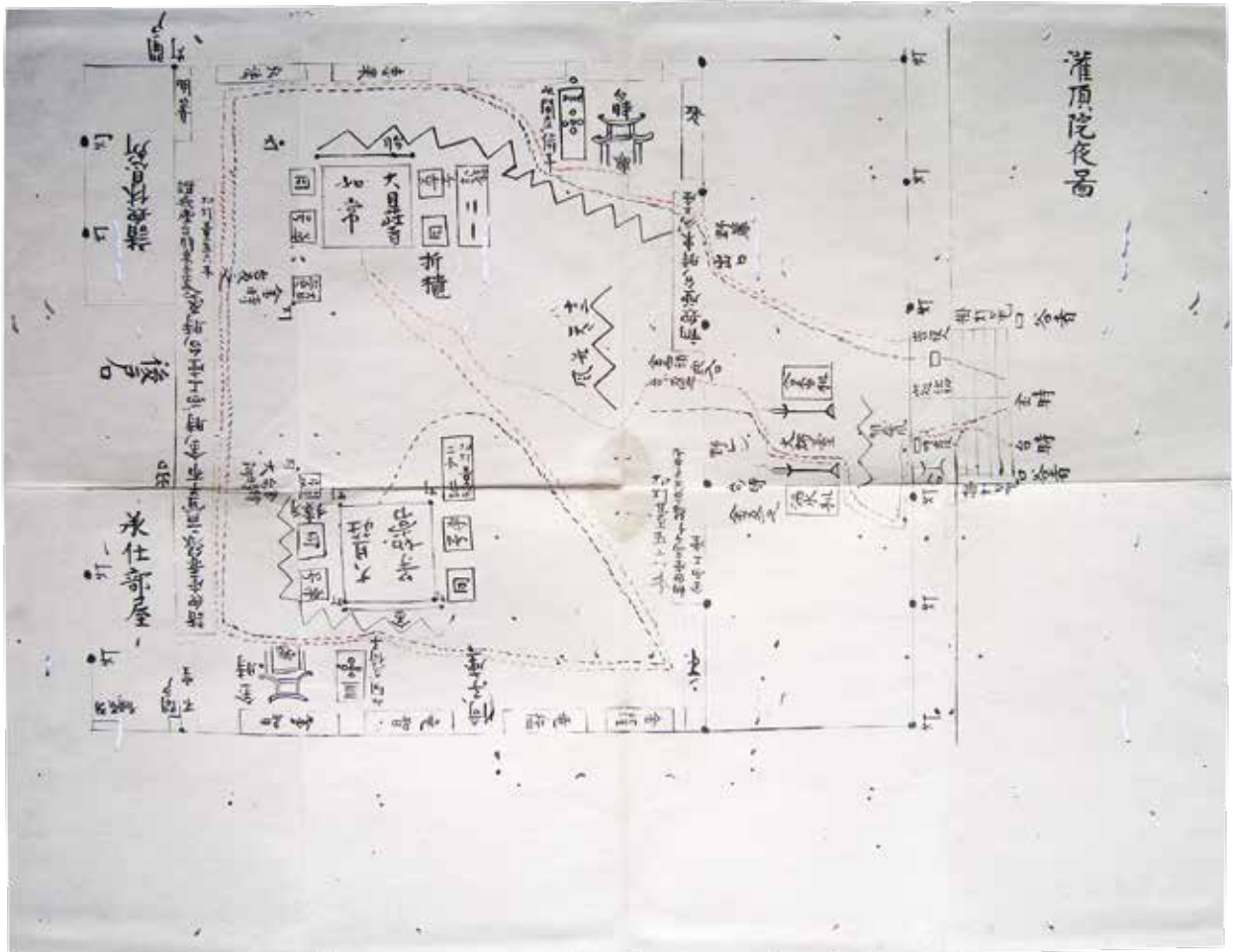
妙瑞志之



金剛峯寺灌頂院晝夜圖 中院二紙 猛海所持



灌頂院三昧耶戒庭上集會式場之図



灌頂院夜圖

請雨經法  
 本尊 釋迦  
 檀子 不  
 三昧耶 鉢  
 正觀音 檀 飛  
 三 閻救蓮華  
 金剛手 檀 系 三五收  
 輪蓋龍王 檀 瓦 三龍索  
 難陀跋難陀二龍王 二龍檀子二收 共四輪蓋  
 道場觀  
 先以十字并印疏淨器界，次觀十字  
 變成大宮殿樓閣如難陀優婆塞難陀龍  
 王宮內大成德摩尼之蔽大雲輪殿寶樓  
 閣中有蓮華座上有不字石邊蓮華  
 上有凡字尼邊百不字佛前六所並出

秘鈔第五 請雨經法



飾抄

十人伴僧列立誦吉慶漢語三段用銃鉢作  
 法同常鉢三段了上番十人繞大壇行道下米雷  
 十人列立打銃鉢作法全如元言行道三遍以後  
 各皆着座  
 師說云法成就時大阿闍梨并伴僧引聲唱  
 毘盧遮那寶号繞大壇七八遍  
 元海抄云 永久記  
 二十日結願頭并顯降朝臣為勅使來讓勸  
 賞於座主阿闍梨令補仕俸師云

御本云  
 明曆二年甲申鐘日於上面報恩院大僧正  
 寬洛御本甲話書寫奉使受并  
 惠心院長信

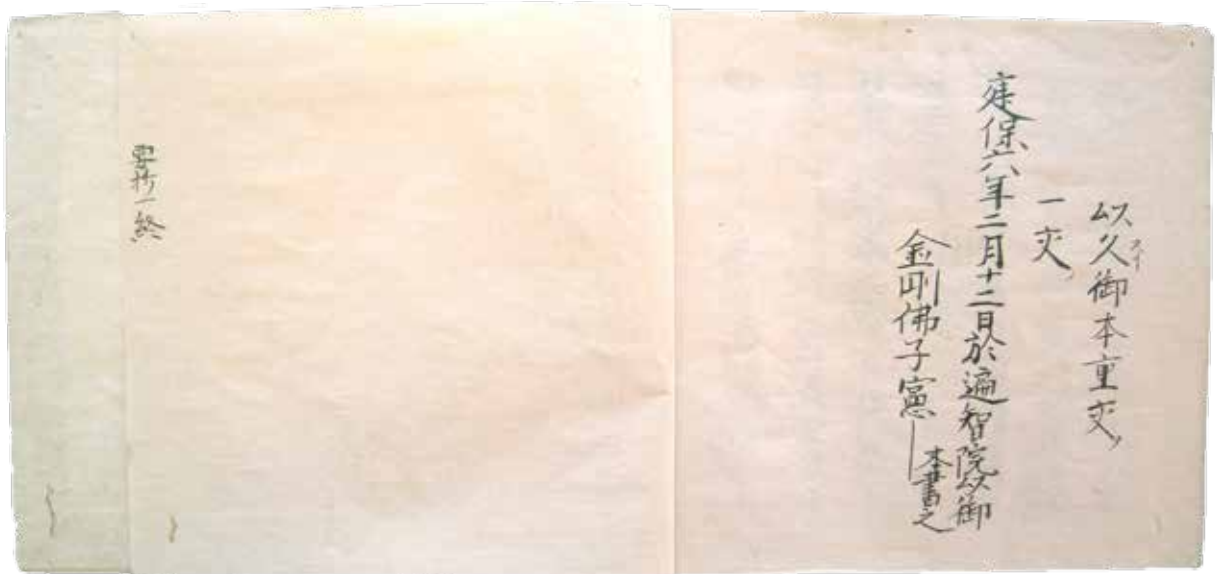
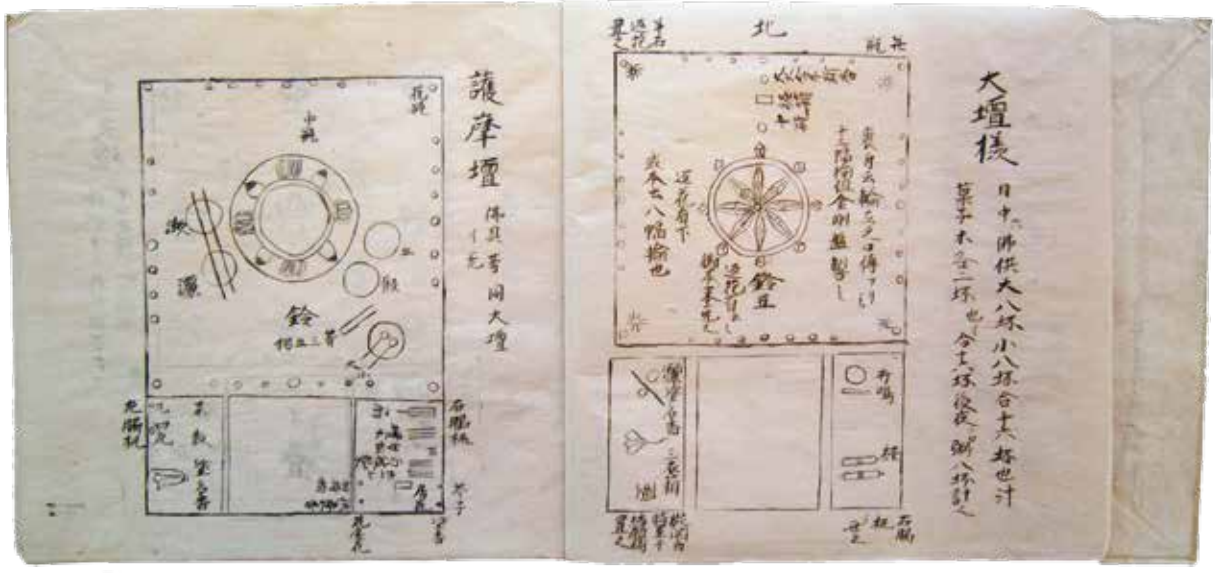
秘鈔 明曆2年(1656) 惠心院長信書寫



諸尊要鈔 猛海所持



諸尊要抄 猛海所持





理趣經曼荼羅圖 考順所持



傳法灌頂血脈 天明6年(1786)猛海書寫





安祥寺流傳授隨筆卷上  
 武城靈雲寺比丘 慧光記

秘部折紙  
 諸觀音部秘要訣第一  
 諸觀音部秘要 全青雲 此故和上類  
 集古來折紙而問加解釋也此一卷中  
 出如意輪聖觀音千手馬頭十一面不  
 空羅索多羅七尊  
 如意輪 一(匣)尺及(四)寸及(二)寸者皆  
 如意輪法也但口云門持二風寶二空

安祥寺流傳授隨筆卷上

安祥寺流傳授隨筆卷上 元文 5 年 (1740) 阿國城北才田正興精舍閑人寂如 助毫義剛

諸尊通用念誦次第  
 小野宗家猛海

寶永七年詔為康六十有一月三日  
 起首傳授秘部折紙，千金輪寺有相八  
 大坊閣藏二法行，至二十日十五座  
 而畢，因竹此一卷，他日當再治之，此  
 丘慧光識

元文三年九月十五夜手書于早  
 末大寺真言院住持比丘元國  
 元文五年六月廿八日書於  
 阿國城北才田正興精舍閑人宗如 助毫義剛

諸尊通用念誦次第 寬政 7 年 (1795) 猛海書寫

至德三年 丙寅七月日寫之畢  
 法印有快  
 以如畫輪才與庫盛原本抄寫之  
 宣保十九日寅三月十七日抄寫判  
 宣政七年卯年四月廿日以後本宗之  
 向年八月四日以後本宗之  
 猛海比五

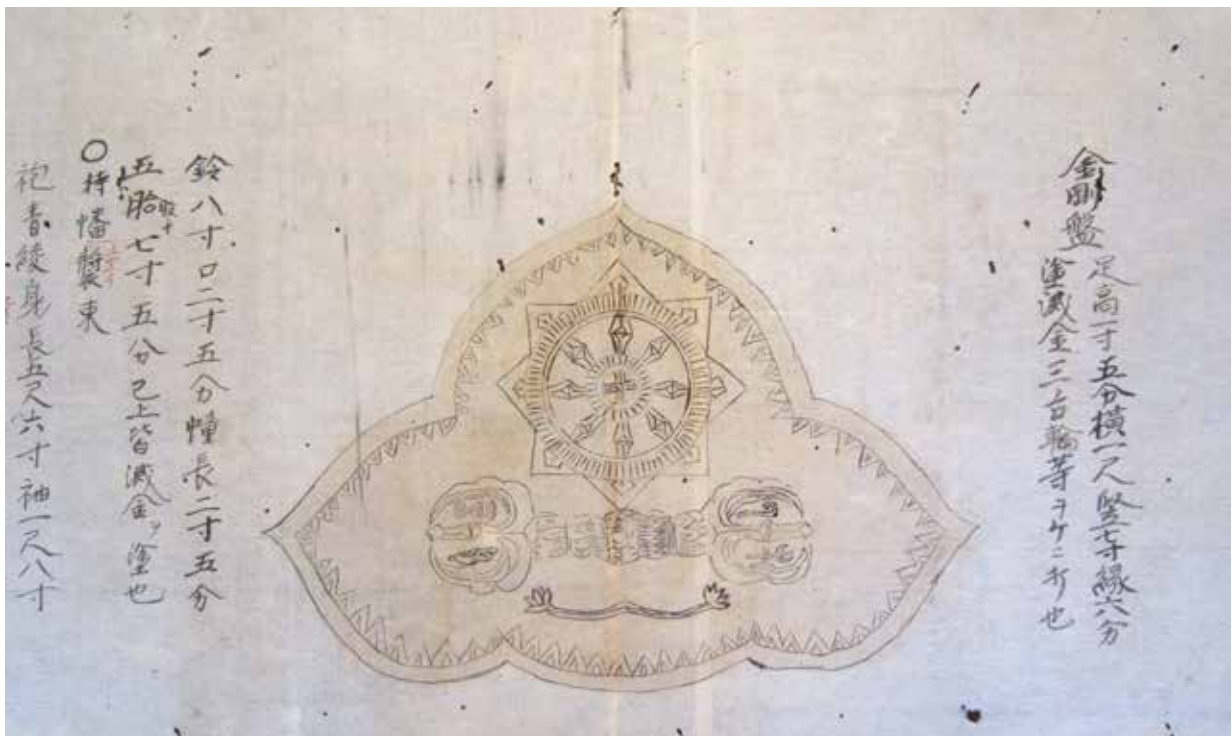
諸尊通用念誦次第  
 先淨三業三部祇中護身了  
 觀吾身是全剛 菩薩身是階  
 蓮花心懷慈悲徐步到  
 次對本尊前端身正立全剛  
 合掌五拜投地恭敬作禮  
 善禮通言句





醍醐寺三宝院并遍智院灌頂道具絵様寸尺等

地履 長五尺五寸五分廣三尺五寸八分  
 無縁赤地唐錦也裏青綾也  
 帶 長三丈 廣四寸八分二節  
 長一丈五寸廣三尺八寸  
 羊箱履 唐綾二ツリ也  
 長七尺七寸廣三尺九寸六分  
 前垂 無縁赤地唐錦裏唐綾也  
 二尺二寸方也綾五寸三分木蘭  
 坐具 裏青綾中白綾也  
 戒躰箱 長一尺一寸廣三寸六分黒塗  
 外形櫻花也仗輪アリ此箱  
 以外簾毘毘夜日俄被加歌  
 打履箱也  
 三寶院神經藏  
 居箱 長一尺一寸廣五寸五分高四寸  
 本也唐草ヲ貝ニ摺其間ヲイッテ  
 ニソノ内ヲ赤地錦ニテハイス  
 三寶院 廣二尺二寸長五寸七分廣守長二尺二寸  
 如意 合水牛角唐物也天ノ唐鳥第ケテ  
 壁代 白布長八尺廣二尺六寸布九端也糸音同  
 一尺四寸下ニ糸ツケテ白綾長尺七寸  
 筒貫 長九尺三寸六分 苦竹也



永仁第<sup>四</sup>之曆季秋上旬之假依師主御命性惠相  
 共參向醍醐寺三寶院并寶池院寫准頂通具  
 等繪楹大蘇<sup>四</sup>石室<sup>三</sup>院通具看天福<sup>三</sup>年中  
 僧正成<sup>一</sup>通智院<sup>下</sup>被調置也然而故大僧正  
 成<sup>一</sup>院務之時當院<sup>仁</sup>被移綱云合點者通智  
 院不合點三寶院御經藏道具也于時三寶  
 院之主通海法印寶池院<sup>法印</sup>奉行刑部卿  
 僧都永嚴藏主伊与阿闍利同十月廿一日  
 於入路法園寺方丈清畫畢繪楹看佛禪後  
 筆也 抑依高命適入三玉之池之兩藏觀覽  
 貴祖調置之什物感悅雖餘身愁驢愚忘  
 草難備後證短慮謬記難及高覽歎惡善  
 之法潤筆端矣

求法隱士良齋 春秋廿九

於六條車大路邊  
 永仁<sup>年</sup>卯月九日申時 金書寫畢  
 金剛佛子性慧

錦白裏付寶冠中<sup>ハ</sup>被用多<sup>ク</sup>五并<sup>リ</sup>リテ  
 ヲヒラ<sup>ク</sup>テ置楹也輪<sup>ノ</sup>ワリ<sup>テ</sup>守也智食  
 在之也

金篋長六寸計也

寫本云  
 右此<sup>一</sup>卷看於城品岨城法輪寺中正應寺  
 省政法印御本申請書寫畢  
 寬永<sup>一</sup>擊潤十月廿日城品八幡山之佳下  
 之功良喜

寶曆<sup>一</sup>下總歲在丁丑冬十月十八日於豫州  
 無漏山美意堂室以齋齋七寶山神惠院  
 先<sup>一</sup>法印真本寫校之了  
 蓮光精舍猛海  
 文化<sup>一</sup>八歲次未夏四月廿五日以右御本寫校  
 早

文化8年(1811)蓮光精舍猛海書写

遺者謂弟子等  
 應勤讓東寺真言宗家後世內外事皆合於  
 極伴狀  
 竊以大法同味謝發任機師實累代甘法在人  
 等親聽傳流中洲鐵塔傳教親見高師持法等  
 暨亮對末元唐曲成既有血脉日末末業何無後  
 生仍聊亦之  
 一初示成三由緣起芽一  
 雖末實從非東寺一阿闍梨以降勿令此遺者  
 寫持守情如罪肝  
 先以吾肯得生在父母家時生年五之聞勞常  
 見居坐八葉蓮華之中誦佛六語也雖然童子不語  
 父母沈語他人此聞父母痛悲字字普物勿勿勿  
 年始十二歲父母曰我子是可佛弟子子以何知  
 之勞見從天皇國聖人僧來入我等懷如是任胎  
 產生子也然則吾此子行作佛弟子吾是也之耳  
 聞喜以泥土而作佛像遺宅邊空堂安置彼內奉

御遺告写

石件遺  
 者努力  
 不得遺  
 失故告  
 承和三年三月十五日  
 入唐求法  
 沙門空海  
 上件遺者承法師等  
 法師寶惠  
 法師真濟  
 法師真雅  
 法師真紹  
 法師堅惠  
 法師真悅  
 法師真然  
 寫本云  
 延德三年三月十三日承七人名字  
 書入之  
 金剛信嚴 二十  
 文監本  
 寬信法師御本書臣本  
 海惠僧都傳授本之傳寫本  
 慈尊院榮海僧正自筆傳寫之本  
 已上以三本文監本

御遺告写

法師真然  
 寫本云  
 延德三年三月十三日承七人名字  
 書入之  
 金剛信嚴 二十  
 文監本  
 寬信法師御本書臣本  
 海惠僧都傳授本之傳寫本  
 慈尊院榮海僧正自筆傳寫之本  
 已上以三本文監本  
 御本云  
 寬文四年十二月十日書字功一前三枝  
 石寫本有心達凡深行信嚴自筆本也  
 金剛資靜守 八  
 寫本云  
 石一卷有紙外池田在福琳寺盛花圖契像不覺  
 真乘院信勝末大僧三御自筆年申時一點不違  
 書寫仍了極妙叙久住也  
 于時元禄四年九月廿日 廣弘明教亮純

御遺告写



秘密儀軌 貞享3年（1686）浄厳点校、文化14年（1817）行海校註



四分律行事鈔資持記



四分律行事鈔資持記 見返部分に寄附者の名称あり



南前山吉祥院隆辯条目写 享保 12 年 (1727) 9 月 12 日付 蓮光寺末寺の規式

明正德八年

一先嚴寺中堂村 東前寺南橋村

玉之寺同村

右寺三寺久當寺未寺海平未之

觀武九之通

一傳法灌頂結經灌頂六寺新

一寺子別愛我師八寺新

一就自坊檀家唱讚并備法之

厚師中寺勸中

一厚度加外廣摩開結之阿園梨

共介入佛遷宮等之厚師

中寺勸中

一寺之蘇幕中寺之備用中

并新幕中寺之中中寺中

一寺之儀儀中寺之儀儀中

衣等之儀儀中寺之儀儀中

書乞清疏中

右之條用之定總中寺之儀儀中

共余之儀儀中寺之儀儀中

可之儀儀中寺之儀儀中

享保十二中寺之儀儀中

南前山吉祥院隆輝池之





蓮光寺境内絵図（「由緒等綴」の内） 本堂改築前の境内の状況がわかる





一行書「弄花香滿衣」大覺寺第50世門跡藤村密幢（1870—1949）筆 昭和時代



一行書「如寶愛染王」仁和寺第33世 釈雲照（1827—1909）筆 明治時代

# 解説編 南前山蓮光寺の歴史と文化財

須藤 茂樹

## 一、蓮光寺の歴史

南前山吉祥院蓮光寺は、徳島県名西郡石井町石井字重松に所在する真言宗大覚寺派の古刹である。現在の寺格は準別格本山（江戸時代は中本寺）で、本尊は薬師如来である。

天正年間、すでに古刹として知られていたが、江戸時代中期の元禄年中に火災に遭い、由緒書等の文書類が灰燼に帰した。『浦庄村史』の億土山光厳寺の項に引用されている「新井秀明氏所蔵文書」によれば、大字大万字の光厳寺は蓮光寺の末寺であったが、蓮光寺を離れ大覚寺直末になったこと、『名西郡史』などによれば、天明年中に猛海上人が中興に尽力したこと、南島東禅寺、玉元寺、大字中島薬王寺と先の光厳寺が蓮光寺の末寺であったことが記されている。

明治二十八年（一八九五）七月提出の「由緒等綴」により猛海の活躍など多少の蓮光寺の動向を知ることができる。

天明年中ニ至リ猛海大和尚住職シ、當一寺ヲ中興ス、當寺猛海大和尚大徳ノ聞ヘ滝高シ、寛政三年徳島藩家老賀島家其徳ヲ慕ヒ、殊ニ正心院殿ノ如キ来テ五戒八戒菩薩戒ヲ受ク、爾来同家ノ聖靈位牌ヲ當寺ニ安置セラレ、特別供養所ヲ托セラル、（「由緒等綴」）※「は行替えを示す

これによれば、猛海上人の徳を慕い、徳島藩家老賀島家が位牌を置き供養所となつたという。現在に至るまで、蓮光寺には正心院殿の念持仏が大切に護持されている。

また当時は、中本寺として結縁灌頂、伝法灌頂がおこなえる由緒ある寺院でもあった。そのことは「由緒等綴」に「當寺ハ中本寺ニシテ末寺三ヶ寺アリ」とあることや「灌頂種三尊 敷曼荼羅 但筆者・寄付人未詳」幅」とあり、かつて結縁灌頂、伝法灌頂に必要な「灌頂種三尊」と「敷曼荼羅図」双幅が所蔵されていたことから理解できる。

また、この度の調査で確認できた享保十二年（一七二七）九月十二日付南前山吉祥院隆辯指出の「南前山吉祥院隆辯条目写（断簡）」は、蓮光寺に残る唯一の江戸時代

の古文書である。明治時代以降作成の由緒などを綴った「由緒等綴」の最初に綴じられていた。この条目は、蓮光寺住職隆辯が末寺に対して出したもので、末寺との関係性がわかる興味深い史料である。末寺として、光厳寺、薬王寺、東前寺、玉元寺の四ヶ寺が蓮光寺の末寺であること、文中の記述から蓮光寺が傳法灌頂、結縁灌頂をおこなっていたことがわかる。

現在、蓮光寺には、徳島県指定文化財「密宗所學説一切有部受体随行要軌」板木（版木）四十四枚、石井町指定文化財「絹本着色両界曼荼羅図」、石井町指定文化財「絹本着色不動尊像」などの貴重な寺宝が残されている。

## 二、蓮光寺の文化財——指定文化財を中心に——

徳島県指定文化財「受体随行要期軌序」一枚、「密宗所學説一切有部受体要軌」十一枚、「密宗所學説一切有部随行要軌」三十二枚、合せて板木四十四枚（昭和六十三年七月二十九日指定）は、奥書に「阿州蓮光律寺藏版」とある。本書は蓮光寺住職猛海の著作で、享和元年（一八〇一）の自序、同三年の京都智積院諦慧の撰序を有する刊本が文化三年（一八〇六）に刊行されている。内容は、仏法における戒の授受の法式並びに受戒に基づく修行や日常生活全般にわたる遵守すべき規範について著述したものである。序文を草した西宣行（一七六四—一八二六）は幕末の三筆のひとりとしてされる貫名松翁（一七七八—一八六三）の書の先生とされる。

此版木ハ文化三年當寺中興猛海大和尚ノ著ニ係ルモノ」ヲ工ニ命シテ之ヲ刻セシメテ、當寺ニ藏ス、古老ノ言ニヨレハ」大和尚在世中ハ之ヲ印刷製本シ、各處寺僧與ヘ、」又京都・大坂ノ書肆ヨリ紙・墨ヲ携ヘ来テ印刷スルコト」數々也、猛海大和尚逝去ノ後ト雖モ當國ハ更ナリ、」他国名刹・書肆等ヨリ紙・墨ヲ携ヘ来テ印刷スル者多シ、」現金猶然リ、」（「由緒等綴」）※「は行替えを示す

猛海著作の本書が、阿波国内外で普及していたことがわかる。石井町指定文化財「絹本着色両界曼荼羅図」双幅（昭和六十一年三月三十一日指定）は、各縦一五〇cm、横一三五cmで、金剛界曼荼羅と胎藏界曼荼羅から構成されている。軸木銘には「増運」（増伴）の名が見え、讃岐国の与田寺住職で弘法大師の再来と言われた増伴のことと考えられ、作風からも室町時代の作とみてよいだろう。修理銘か

ら、寛文七年（一六六七）に表具を、寛政七年（一七九五）補修をしたことがわかる。石井町指定文化財「絹本着色不動尊」（昭和六十一年三月三十一日指定）は、銘文などはないが、「絹本着色両界曼荼羅図」同様に増伴の作とされ、その作風からも室町時代の作と考えてよいだろう。不動明王尊を中心に脇侍として四童子が描かれている。修理銘から、寛文七年（一六六七）に表具を、寛政七年（一七九五）補修をしたことがわかる。

「絹本着色両界曼荼羅図」と「絹本着色不動尊像」は、破損が甚だしく、開くこともできない状態であったが、石井町教育委員会の補助を得て、文化財修理をおこなった。その完成報告も兼ねた修復報告会を二〇一一年七月三日におこない、一五〇名をこえる参加者を得ることができた。

なお、山門は国登録有形文化財である。本堂内陣には、本尊薬師如来坐像をはじめ日光、月光の両菩薩立像、十二神将像、文殊菩薩坐像、千手観音坐像、地藏菩薩半跏像、不動明王立像、弘法大師坐像、摩利支天像、大黒天像などの諸尊が祀られている。ほかに寺宝として、賀島氏奉納の念持仏、御正体として祀られている銅製の和鏡、柄香炉、磬（室町時代力）なども残されている。山門前の墓地には猛海をはじめ歴代住職の墓、境内には、猛海・行海の業績を顕彰した光明真言塔、天保五年（一八三四）春海代の「雲堂」と刻んだ手水鉢など石造物も見どころである。

### 三、蓮光寺の聖教

蓮光寺で特筆されるのは、聖教類である。「由緒等綴」の「仏典之部」に「一古安流聖教 全部」「一百部律鈔 一部」「一四分律鈔 一部」と見える。

「聖教」とは、祖師の著述↓祖師の教えに従い仏法を継承する寺僧により、受法・修学・教化（布教）を契機として撰述された著作まで指す↓寺院史料の中で、特に寺僧が教学活動の中で作成した多量かつ多量の教学史料を、その形態・内容や機能等は措いて、広く「聖教」と呼称する。「聖教」を検討することにより、諸宗・諸寺における寺僧の教学活動の実態の解明が可能である。

「和州久米寺流記」の奥書は以下のとおりである。

右安永八己亥天五月日以南嶽地藏院経庫本

寫之、 但陰桑門龍海

右文化二丑天次乙丑春三月廿五日於阿州名東

郡鮎喰旅館以円通老大和尚之御本写得畢、

同歲四月三日 讚州施薬山來中

文化四卯天四月二十一日於讚州大内郡三本松旅舎以右御

本拜寫之了、 阿州城西蓮光精舎教嚴

「和州久米寺流記」の奥書からは、「阿州城西」に位置する蓮光寺の教嚴が文化四年（一八〇七）四月二十一日に讃岐国大内郡三本松の旅館で書写したことがわかる。その本は文化二年三月に阿波国名東郡鮎喰の旅館で円通和尚の御本を写したものであるという。このように「和州久米寺流記」の書写の過程がわかる。

次に「(内題) 傳法灌頂之時血脈云」の奥書を記す。

御本云 興雅

應永廿五年十月廿五日以僧正御房御

自筆本令書寫者也、末代重霽尤可秘之

已上有快法印奥書也

元文二丁巳年十二月六日於浪花生玉

伝案寺南坊曆鈔之、法印妙瑞判

天明六丙午十一月四日朝拜写之早

苾芻智教房猛海

この奥書によれば、元文二年（一七三七）十二月に妙瑞が書写した写本を天明六年（一七八二）十一月に猛海が書写している。猛海は真別処の十代密門に学び、九代妙瑞の写本を書写したことがわかる聖教も残されていることから、真別処で真言密教の研鑽を積んだことが推察される。現在蓮光寺に残されている聖教の多くは猛海の書写、または入手したものがほとんどであり、猛海の果たした役割は極めて高いと考えられる。猛海の弟子行海もまた隆盛に努めたが、その弟子春海によって弘法大師千年遠忌の際の光明真言供養塔の建立によって、猛海・行海の功績を讃え残そうとしたものである。

版本の「作持門詞句要集」には書入れが多数あり、学習の跡が見てとれる。巻末に「干時寛政十二龍集庚申十二月十四日」とある。さらにその奥書に「助刻衆」として「阿州 同 持明院泰雄」以下阿波の寺院六十六ヶ寺の名が見え、蓮光寺海恵の名も

ある。「作持門詞句要集」からは教学修業の状況を見て取ることができる。特に、「作持門詞句要集」の奥書からは阿波における聖教の出版事情を知ることができる。いずれにしても、蓮光寺の聖教の調査は道半ばであり、今後の調査の継続により、蓮光寺と地域の新たな歴史が明らかになることであろう。

〔付記〕

本稿を執筆するにあたって、調査などで学生を受け入れてくださった蓮光寺御住職荒木義典師とその御家族様には大変御世話になった。また、石井町教育委員会にも御助力いただいた。ここに深甚の謝意を表する次第である。

なお、「由緒等綴」「蓮光寺先住過去帳」などは、須藤茂樹「南前山蓮光寺の文化財―調査中間報告にかえて―」（『四国大学新あわ学研究所年報』創刊号 四国大学附属新あわ学研究所 二〇一九年）に掲載されている。

（四国大学文学部日本文学科 日本文化史・博物館学研究室 教授）



念持仏 賀島氏奉納



御正体裏



御正体 宮崎伊勢守作 蓬萊鏡を御正体として使用。徳島藩主蜂須賀家から重松村を管轄していた津田彦之丞が拝領したと伝わる。

## コラム 阿波の殿様の着物で表装した涅槃図

徳島県名西郡石井町高川原字南島一四六番地にお庵風の建物が建っている。真言宗大覚寺派の楊柳山玉元寺である。江戸時代には、蓮光寺の末寺であった。由緒書によれば本尊は十一面観世音菩薩立像で、創立年代不明であるが、慶長九年（一六〇四）の南島検地帳に「玉元寺」の寺号名があるとし、十四代藩主蜂須賀齋昌の遺服で表装した旨の箱書を有する同寺所蔵の「涅槃図」についても記述している。

聖者、すなわち釈迦の入滅、死の場面を描いたのが仏涅槃図である。ここでは涅槃像を用いず、涅槃図の語を使用する。涅槃図は二月十五日の涅槃会（常楽会ともいう）の本尊に用いるものである。

本コラムで紹介する「涅槃図」は、絹本着色で、縦一一四・九cm、横一三二・六cm、画面はやや横長である。表具は中廻と一文字は着物の裂地を利用している。表具の剥がれなど破損が見られることから、荒木義典ご住職の英断により、令和四年十二月に修復がなされた。その際、従来の裂地を用いることを重視した。

本涅槃図の図様は、所謂第二形態と呼ばれるものである。中央の釈迦は右手枕し、両膝を曲げて横たわる。釈迦の周りには悲嘆する多くの会衆の様々な姿態を描き、右には雲に乗った飛来する摩耶夫人の一行を描く。摩耶夫人の左、ほぼ中央に満月を配している。枕もとの沙羅双樹からは瑞雲が盛んに昇り、釈迦の足もとの沙羅双樹の葉は白変し、背後には熙連河が逆巻く。釈迦の両足に両手を触れるのは毘舍離城の老女で、この老女は第二形式に多くあらわれる。釈迦の寝台を取り囲んで、東西南北の四方に沙羅樹八本を配している。

寝台を囲み、菩薩八、仏弟子十四、さらに俗人などが配されている。その悲しみの表情は豊かである。下辺には獅子、白象、馬、猪、犬、兎、蝸牛、蝶、蜻蛉など多くの動物が描かれている。数えてみると、その数は五十種を超える。宋元の涅槃図を参

考に、日本に生息する身近な動物も加えて増加している。天上の摩耶夫人の左右には二人の侍女、その前には阿那律が描かれる。

「涅槃図」が納められている木箱の箱書には、

「木箱蓋表書」

「涅槃図」

「木箱蓋裏書」

玉元寺蔵

當院先師所製大版涅槃像、慶應二丙寅八月七日夜遇水災二在、汚故改幅 峻凌院君公以御遺服為中縁、涼樹院君夫人以御遺服一文字、予新思為幅時」或人来云、以他力作之、佛之意乎、曰然矣然、則我志雖九牛舛毛敬欲供世尊聞之有信鹿人子来加供所屬品幅不日成厚德可仰々々 脱為字」

時は明治二己巳二月望 大日本阿波國城西南島楊柳山王元精舎現務金剛乘苾芻祥塔英賢誠 應求秋香生盥手敬書干楊柳山救之 佛閣（朱文印「秋香」）

※「」は行替えを示す

とある。木箱蓋裏書によれば、慶應二年（一八六六）八月七日夜の水害、所謂「寅の大水」により軸が水損し、軸の表具を改めたが、その際に「峻徳院君の遺服」で中縁を、「涼樹院君夫人の遺服」で一文字を仕立てたとある。「峻徳院」は、十二代徳島藩主蜂須賀齋昌（一七九五―一八九五）のことである。「涼樹院君夫人」は十三代藩主蜂須賀齋裕の長女加代のことである。加代は、越前福井藩主松平越前守茂昭と許嫁となり婚約したが、未婚、慶応元年（一八六五）六月二十二日に死去している。一文字は女性の打掛の一部であり、中縁も武士の衣服の一部と見て間違いない。箱書は明治二年（一八六九）二月に玉元寺現住祥塔英賢の望みにより、「秋香」なるものが

揮毫している。

昭和三十年（一九五五）の玉元寺住職覚泉調べの『玉元寺什器帳』には、本コラムで紹介する涅槃図が「本尊十一面観世音」などとともに記述されている。什器の書き立てのなかに、「涅槃像 絹本彩色 横五尺 縦五尺三寸二分 箱書武市秋香ナリ 十四代斎昌公遺服ニテ表装 箱書秋香」とあり、後半の本文には箱書の翻刻文と箱書の筆者である「秋香」について考察を加えている。それによれば、蜂須賀斎昌とも関係のある徳島藩の儒学者の前川秋香（一八〇一―一八五四）ではなく、武市秋香と考証している。武市秋香は中通町に住し、風流を好み、学問に秀で、詩文に長じた。篆刻を業とし、書籍・印譜を収集し、印材を陳列していたという。現在のところは、この考証に従っておきたい。

「涅槃図」の作者は不明だが、色鮮やかで会衆の表現も豊かであり、江戸時代の仏画として秀逸な作品と評価できよう。また、木箱が残されていることが貴重で、その蓋裏書から水害による破損、藩主とその周辺の人の装束の一部を用いて表具を改めていることがわかり、興味深い。

以上のことから、本涅槃図は石井町の「地域」の歴史を語る上で重要な文化財と考えられ、この令和の御世に修復がなされたことと相まって、今後も大切に保存・活用されることを望みたい。



## あとがき — 蓮光寺の調査を始めて —

蓮光寺との出会いは、私が徳島市立徳島城博物館学芸員の時代にさかのぼる。両界曼荼羅図と不動明王像の修復のご相談を受けたのが始まりである。四国大学文学部に移ってから、地域貢献に関わることが多くなった。平成二十九年に設置された新あわ学研究所の伝統文化部門では、平成三〇年度より四国大学と連携協定を結んでいる名西郡石井町をフィールドに寺院文化財の調査を中心に広く町内の文化財調査を行うこととした。ブランディング事業における阿波藍文化遺産の研究のフィールドも石井町に設定しており、具体的には藍商であった高橋家伝来の「高橋家文書」の調査を行っている。将来的には、これら多角的な文化財調査を通じて、文化財を活かしたまちづくりを、石井町を事例に考えていけたらとの展望をもっている。

具体的には、弘法大師空海が修学したとされる童学寺と増峠の伝説を持つ蓮光寺をフィールドとして調査を開始した。石井町石井に所在する蓮光寺は、徳島県指定文化財「受体随行要軌序」ほか、石井町指定文化財「絹本著色両界曼荼羅図」などの文化財を所蔵する古刹である。平成二十九年に四国大学学術助成「地域志向型等研究」プロジェクト「寺院文化財調査研究スタッフの調査技術の定着に関する試行」(COC事業)での蓮光寺調査を新あわ学研究所のプロジェクト事業の一部として引き継いでおこなった。調査メンバーは、四国大学文学部日本文学科教授須藤茂樹と四国大学大学院文学研究科日本文学・書道文化専攻二年立井佑佳、日本文学科四年結城千鶴、三年山口幸歩(大学院文学研究科進学後も調査に参加)、山田祥子等である。この調査は、学生が地域で活動することにより、学生の調査技術の向上を目指すとともに、コミュニケーション能力や問題解決能力を身に付けることを目的とした。その後も断続的に調査を継続したが、令和二・四年度は大阪大学、次いで鳴門教育大学の科研調査に参加することとなり、令和四年度、再び院生の小部さくら(四国大学大学院文学研究科一年)、学生の峯綾乃(四国大学文学部日本文学科三年)と調査に従事するようになった。すでに、蓮光寺とのお付き合いは七年以上に及び、調査も四〇日以上は通っている。調査は地道な作業なのである。

この度、四国大学と連携協定を結んでいる石井町・石井町教育委員会の御理解と御協力を得て、蓮光寺調査の成果を図録として刊行していただくことになった。本書が石井町の文化・教育・観光に活かされることを期待している。

最後になったが、本図録を成すにあたって貴重な文化財を管理している蓮光寺ご住職荒木義典師とご家族様には種々ご指導いただきたくとも様々なご便宜を図っていただいた。また、図録の刊行に御尽力いただいた石井町及び石井町教育委員会に対しまして、記して深甚の謝意を表する次第である。

なお、本研究はCOC事業、基盤研究(A) 19H00529及び基盤研究(B) 20H01309、基盤研究(C) 22K00341の研究成果の一部である。

令和五年二月十七日



【主要参考文献】

- 石井町史編纂会編『石井町史』下巻（石井町 一九九一年）  
『名西郡志』（名西郡役場 一九二六年）  
『浦庄村史』（浦庄村史編纂委員会 一九六五年）  
徳島県教育委員会編『徳島県の文化財』（徳島県教育委員会・徳島新聞社 二〇〇七年）  
石井町文化財保護審議会編『石井町の文化財』（石井町教育委員会 二〇一四年）  
中野玄三『日本の美術』二三八号「不動明王像」（至文堂 一九八六年）  
百橋明穂『日本の美術』二六七号 仏伝図（至文堂 一九八八年）  
中野玄三『日本の美術』二六八号 涅槃図（至文堂 一九八八年）  
下泉全暁『不動明王』（至文堂 二〇一三年）  
頼富本宏『マンガラのほとけたち』（東京美術 二〇一一年）  
福田憲熙『阿波書人志』（原田印刷 一九九八年）  
中山一磨『経蔵調査研究の問題点と展望』（『仏教文学』36・37合併号 二〇一二年）  
稲谷祐宣『阿州蓮光寺猛海について』（『高野山時報』一九八七年）  
稲谷祐宣『猛海律師について』（『高野山時報』昭和六十二年九月号 高野山出版 一九八二年）  
荒木宣雄『阿州蓮光寺 猛海律師を想う』（『六大新報』六大新報社 二〇二三年一月）  
須藤茂樹「南前山蓮光寺の文化財―調査中間報告にかえて―」  
（『四国大学新あわ学研究所年報』創刊号 四国大学附属新あわ学研究所 二〇一九年）  
「掛軸3点の修復祝い公開 石井・蓮光寺所蔵の文化財」（徳島新聞）二〇一一年七月四日付 徳島新聞社）  
「修復された室町期の仏画（石井・蓮光寺）」（徳島新聞）二〇一一年七月二三日付 徳島新聞社）。

【協力機関・協力者】

- 蓮光寺 荒木義典 真鍋俊照 宮崎信也 中山一磨  
表紙写真 国登録文化財 山門  
裏紙写真 両界曼荼羅図 胎藏界（部分）



八幡神社 拝殿



八幡神社 鳥居  
明治維新の廃仏毀釈以前は蓮光寺が別当寺を務めた。

## 南前山蓮光寺の歴史と文化財

発行日 令和五年（二〇二三）三月十五日

編集 四国大学文学部日本文学科 教授 須藤 茂樹

発行 石井町教育委員会

徳島県名西郡石井町高川原字高川原二二一

TEL〇八八一六七四一七五〇五

印刷 遠藤印刷株式会社

徳島県名西郡石井町石井字石井六八三一八

TEL〇八八一六七四一〇一六一

協力 南前山蓮光寺



